

# 下本谷遺跡第3次発掘調査概報

1982

広島県教育委員会

## 目 次

I は じ め に .....	(1)
II 調 査 の 概 要 .....	(2)
1 既 往 の 調 査	
2 調 査 の 概 要	
III 検 出 の 遺 構 .....	(5)
IV 出 土 遺 物 .....	(13)
V ま と め .....	(15)

## 挿図目次

- 第1図 造跡周辺地形図 (1 : 2,000)  
第2図 8102T・SD1実測図 (1 : 30)  
第3図 8101T(上)・8107T(下)造構実測図  
(1 : 60)  
第4図 8103T・SD1実測図 (1 : 30)  
第5図 8110T造構実測図 (1 : 40)  
第6図 8112T造構実測図 (1 : 30)  
第7図 8117T造構実測図 (1 : 60)  
第8図 8117T・SK1実測図 (1 : 30)  
第9図 8117T・SK2実測図 (1 : 30)  
第10図 出土遺物実測図 (土器) (1 : 3)  
第11図 出土遺物実測図 (鉄器) (1 : 2)

## 図版目次

- 図版1 a 造跡遠景 (南より)  
b 8101T・ピット群 (北西より)  
図版2 a 8102T・SD1 (北東より)  
b 8108T・溝状造構 (西より)  
図版3 a 8110T・ピット群 (北より)  
b 8112T・集石造構 (西より)  
図版4 a 8117T (北より)  
b 出土遺物

## 例　　言

- 本書は昭和56年7月～9月と11月～12月に実施した下本谷造跡（三次市西酒屋町善法寺）の発掘調査概報である。
- 本書の執筆は、I・II・Vを植井 勝、III・IVを桑田俊明が分担し、桑田が編集した。
- 図面の製図は桑田・植井が行い、出土遺物の写真は桑田が撮影した。また、出土遺物の整理・実測は主に植井があたった。
- 造構の表示記号は、土塁：SK、溝：SDとした。また、文中のTはトレンチの略である。
- 本文では便宜上調査区域を4区に分け、第1～4調査区として記述を行った。

第1調査区：8101～8106トレンチ  
第2調査区：8107～8111トレンチ  
第3調査区：8112～8116トレンチ  
第4調査区：8117～8121トレンチ

## I. はじめに

下本谷遺跡は、三次市西酒屋町善法寺に所在する。当該地は、県内屈指の古墳の密集地域として知られる三次盆地にあり、市街地の南方標高約210mの緩かな起伏で広がる低丘陵上に位置する。本遺跡は、昭和49年(1974)12月県道三次世羅西線道路特殊改良工事中に発見され、翌年1月の試掘調査をかわきりに本格的調査が行われることになった。その調査については、以下の調査の概要の項で述べるが、調査の結果路線内より規格性のある建物配置や獨立柱建物群、橋等が検出され、出土遺物等から奈良時代後半～平安時代初期にかけての官衙跡(三次郡衙跡)と推定された。

その後、中国縦貫自動車道の開通に伴い当該地が三次インターチェンジに隣接することから、遺跡の周辺でも次第に開発が進められるようになった。近時の調査でも官衙跡に關係する遺構及び旧石器時代關係の遺物も発見され、本丘陵上にも当初の予想以上の遺構が広がっていることが明らかになったので、早急に官衙跡及び他の遺構の範囲を確認し保存対策を講ずる必要がでてきた。そこで県教育委員会では、昭和54年度以降文化庁の補助金を受けて年次的に発掘調査を行うこととした。本年度は第3年次として7月中旬～9月初旬、11月下旬～12月下旬に総経費500万円(国庫補助金250万円)で調査を行った。

調査は、広島県文化財保護審議会下本谷遺跡調査特別部会の指導と助言を得て県教育委員会文化課が実施した。

なお、本遺跡の庁院部西端については広島県文化財保護審議会の答申を受けて地権者福間弘道氏の好意により昭和56年1月6日付けの県報告示をもって県史跡に指定された。

最後に特別部会の諸先生方の指導・助言および土地所有者金居博登、吉川二二夫、岡貞新三、福間弘道の各氏をはじめ可部高等学校教諭杉田浩之氏、可部高等学校史学研究部、三次市教育委員会など地元の方々や各方面から多大の御協力をいただいたことに対し深く謝意を表する次第である。

## II 調査の概要

### 1 既往の調査

まず、本遺跡発見の端緒となったのは1975年1月13日～1月21日の試掘調査である。この調査は、前年12月末に県道三次世羅西線道路特殊改良工事予定地内で古墳と散布地が確認されたことに伴うものであった。調査の結果掘立柱建物・櫛が検出され本格的な発掘調査を行なうこととなり、1975年3月10日～5月13日まで発掘調査を行った。その結果、掘立柱建物12棟（建替を含めると合計21棟）、櫛5条、その他土塙16基を検出した。この調査によって本遺跡は、立地・規模などから郡衙跡で、しかもその庁院部にあたる箇所と推定されるにいたった。建物は4時期の建替えが考えられ、全て掘立柱建物であった。また、建築物は規格上では多少の不等、不均一性が認められるものの企画性が認められた。

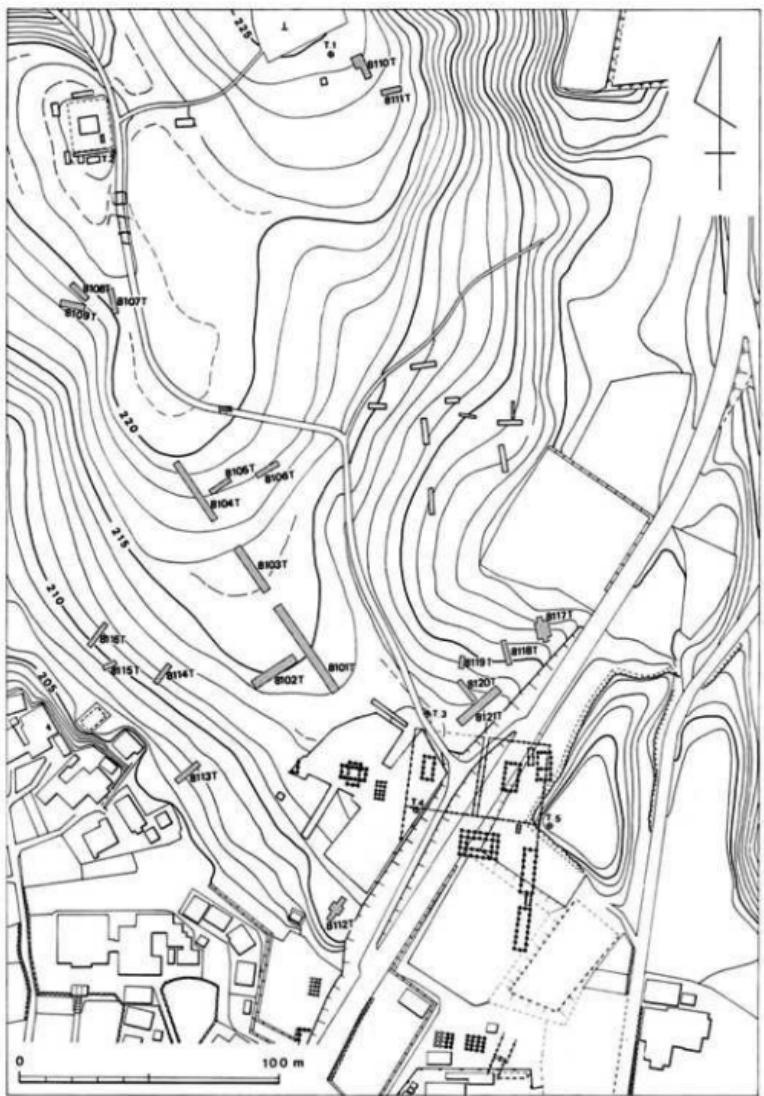
次に、1978年1月、源光寺の墓地建設に伴う調査で、溝状造構と掘立柱建物跡（2棟以上）が検出された。建物の規模は、掘削された部分が多いが、1棟は4間×2間以上と推定された。溝状造構は前記の建物の北側で「」状に曲っていた。

ついで1978年4月～6月の中国縦貫自動車道三次インターチェンジ施設の配水池及び送水管の建設工事に係る発掘調査がある。調査の結果、送水管予定地内で4間×1間以上と推定される掘立柱建物跡1棟と7～8世紀ごろの方形の竪穴式住居跡4軒が検出された。また配水池予定地内では多くの旧石器時代の遺物が出土した。この年の調査で本遺跡は地方官衙跡のみではなく、旧石器時代関係の造構・遺物が丘陵の広い範囲にわたるのではないかと推定されるにいたった。

以上のような経過により1979年より文化庁の補助金を得て年次的に調査を行うことになった。

第1次調査は、下本谷遺跡調査特別部会の指導のもとづき、①郡衙関係造構については西側道路に接する部分から発掘すること、②旧石器出土地はその範囲と層位を確認することを目的的に、1979年7月～9月にかけて行った。郡衙部分の調査では、掘立柱建物3棟、櫛2条、住居跡造構、土塙等が検出され、ほぼ郡衙の庁院部が明らかにされた。そして1975年の調査で庁屋と推定された建物が東に偏在することや東西櫛が南の方で若干広いことなどがわかった。旧石器時代関係では、配水池周辺部を調査したが、剥片が数点出土しただけであった。なお、この年旧石器包含層と火山噴出物との対比分析のため地質調査を実施した。

第2次調査は、1980年7月～9月と翌年1月にかけて前年度の調査区の西側を調査した。その結果、郡衙関係の調査では、掘立柱建物3棟、土塙、ピット群を検出し、8世紀中葉～後半期の須恵器の他壁土、鉄鋤が出土した。この調査の結果、北側の広い平坦部では造構はほとん



第1図 道路周辺地形図(1:2,000)アミ目部分が本次調査区

ど検出されず逆に傾斜地に建物が存在することや建物の配置に規則性が窺われることなどが判明した。一方、旧石器時代関係では、器片が2点出土したが、遺跡の中心は1978年度調査区であると考えられた。

## 2 調査の概要

本年度の調査は、下本谷遺跡調査特別部会の指導による調査基本方針にもとづき、特に遺構の範囲を確認することを目的に、昨年度調査区の西側を中心に調査を行った。今回は調査の対象区域が広域にわたるため、従来の全面発掘はさけトレンチ発掘の方法をとった。トレンチは基本的には幅を3mとし、立木等の状況に応じて狭くした。長さも20mを単位としたが、立木の関係で小トレンチにせざるを得ない箇所も多かった。なお、掘削にあたっては、郡衙の北西部分(8101~04T)について、事前に手掘りによる試掘を行った上で、重機を用いて黒ボク・麦土を排除した。

堆積土の層序は、全調査区にわたって基本的には一致しており、I層は茶褐色土層(表土)、II層黒ボク、III層暗褐色漸移層、IV層は黄褐色土層となっていた。

今回の調査では、遺構は全体に希薄でピット群や土塙、小溝が点在している程度にすぎなかつた。同様に遺物についても一部で土器が集中的に出土した以外はほとんど認められなかつた。

遺構は、まず第1調査区では、8101トレンチの中央南東寄りで直径20~40cmのピット群、8102トレンチの中央南寄りで土塙に近い小溝(SD1)、8103トレンチ中央寄りで同様の小溝(SD1)を検出した。

第2調査区では、8107トレンチの中央部で小ピット、南北に2条の溝が各々東西方向にはほぼ平行して検出された。また、8108トレンチの北東側で性格不明の溝状遺構が確認された。8110トレンチでも北側で小ピットを検出した。

第3調査区では、8112トレンチで郡衙関係遺構より新しい時期と思われる集石遺構を検出したが、性格は不明である。その他のトレンチでは明確な遺構、遺物は検出されなかつた。

第4調査区では、8117トレンチのほぼ中央で幅4mの落ち込みを検出した。遺構の性格は不明である。この遺構に接してほぼ方形の土塙(SK1・SK2)が検出された。同調査区の北方斜面には昨年度の調査で獨立柱建物が確認されており、上述の土塙・落ち込みはそれらと関連するものかと推定される。また、郡衙庁院部に近接する8121トレンチでは南側で幾つかの小ピットを検出したが建物跡らしき痕跡は認められなかつた。

各調査区出土の遺物については、須恵器、土師器の他鉄鋸がある。土器片は量的には非常に少なくかつ小片である。

なお、旧石器時代関係の明確な遺物および遺構は全調査区を通して確認されなかつた。

### III 検出の遺構

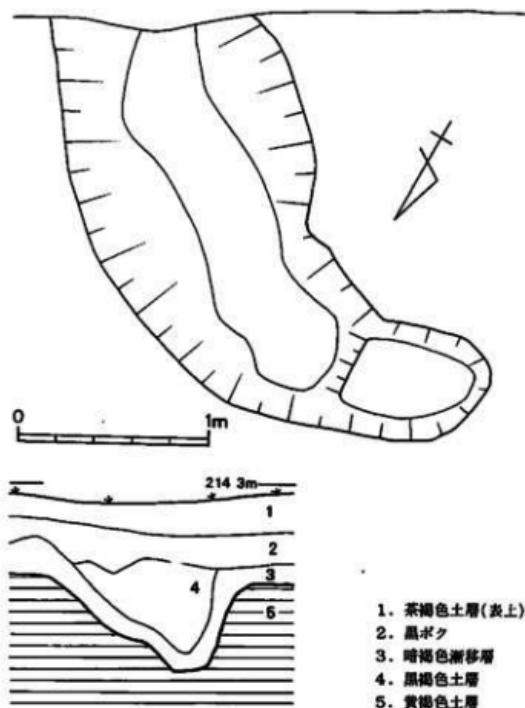
今回の調査ではきわだった遺構は検出されず、ピット群や不整形土塙・小溝などが点在して確認されたにとどまった。特に都衛院部周辺では、一部にピットが多数集中して認められたが、總じて遺構の所在は希薄であった。配水池周辺は、昨年度まで旧石器時代関係の調査を行ってきたが、本年度の調査では旧石器時代関係の遺構、遺物は確認されなかった。

#### (1) 第1調査区

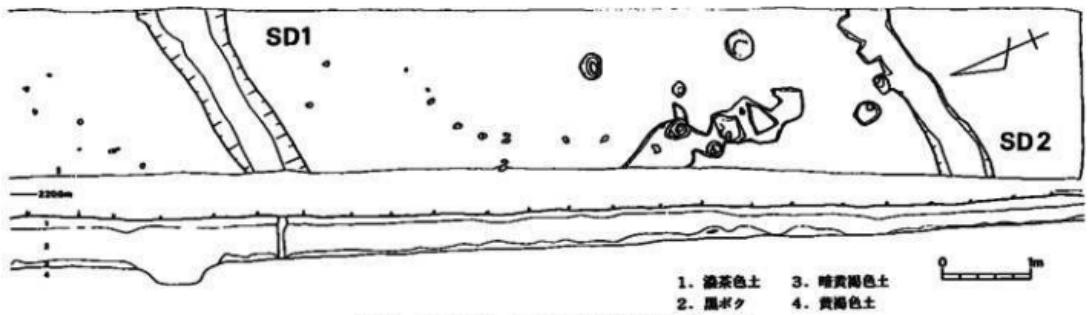
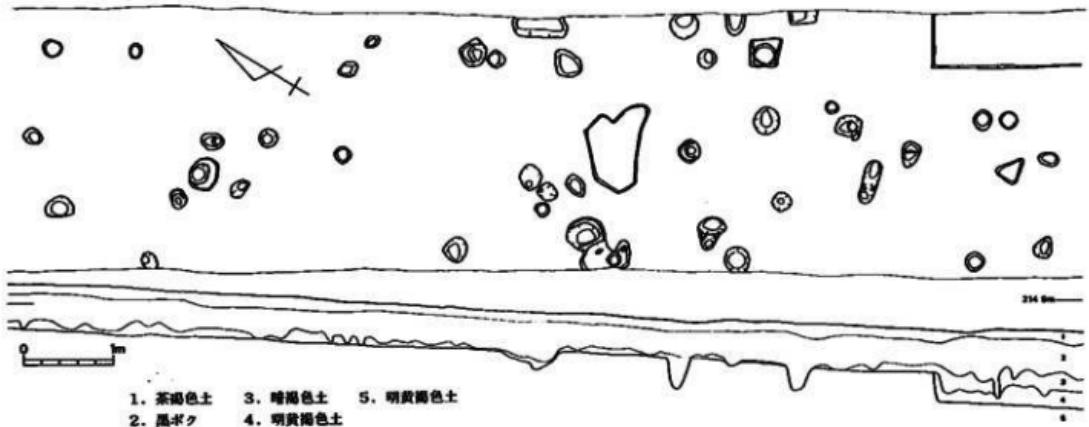
都衛院部西側の昨年度調査区よりさらに北西の丘陵緩斜面に、長さ10~40m、幅1.5~3mのトレンチを5本設定した。検出した遺構はピット群、小溝2で、院部より離れるにしたがって少なくなっていた。

##### (a) 8101トレンチ（第3図）

トレンチの南東半分にピットが集中して認められた。これらは直径が20~40cmといずれも小形で深さも9~42cm程度である。大きく2グループに分けられる。南東寄りの一群はピット数が43、大部分が円形に近いが方形のものも若干ある。その北面にやや離れて7のピットが群集しているが、各々の規模等は先の一群と同様である。各



第2図 8102T・SD1実測図 (1:30)



第3図 8101T(上)・8107T(下)遺構実測図 (1:60)

々のピット中には黒ボクもしくは黒褐色土が流入していた。

これらのピット群は何らかの構築物を形成するものと思われるが、相互に組み合わされるものは明らかでない。ただ、市院部建物群および周辺建物群（昨年度調査）と比してかなり小規模な点は留意すべきであろう。仮に建物あるいは構列を想定するにしても、上層構造は簡素なものであったと思われる。

なお、ピット群中の一つより鉄錐が1点出土している。

#### (b) 8102・8103トレンチ（第2・4図）

各々のトレンチで溝状遺構（8102T・SD1, 8103T・SD1）を検出した。今回はトレンチ内だけの調査にとどめたため遺構全体の様相は明らかでないが、双方とも類似した形状をとるものと推察

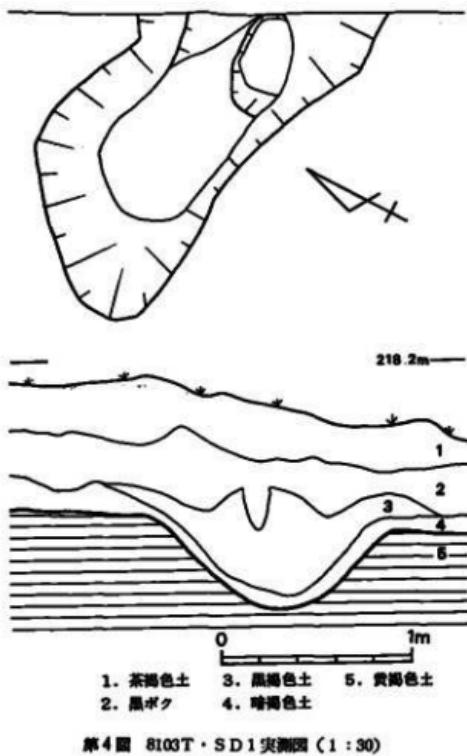
される。全体に不整形な弧状を呈し溝というより土塁に近い。深さは8102Tで5~50cm, 8103Tで40~50cmを測る。いずれも黒褐色土が流入しており、黒ボクより上層へは切り込んでいない。

#### (2) 第2調査区

配水池の南方約60mに設けたトレンチから溝2, ピット8, 性格不明の溝状遺構1を検出し、遺物も須恵器を中心に出土した。当地点の北方では1978年の配水池送水管敷設に伴う調査により堅穴式住居跡が検出されており、当初からそれに連続する遺構の所在が予想された。

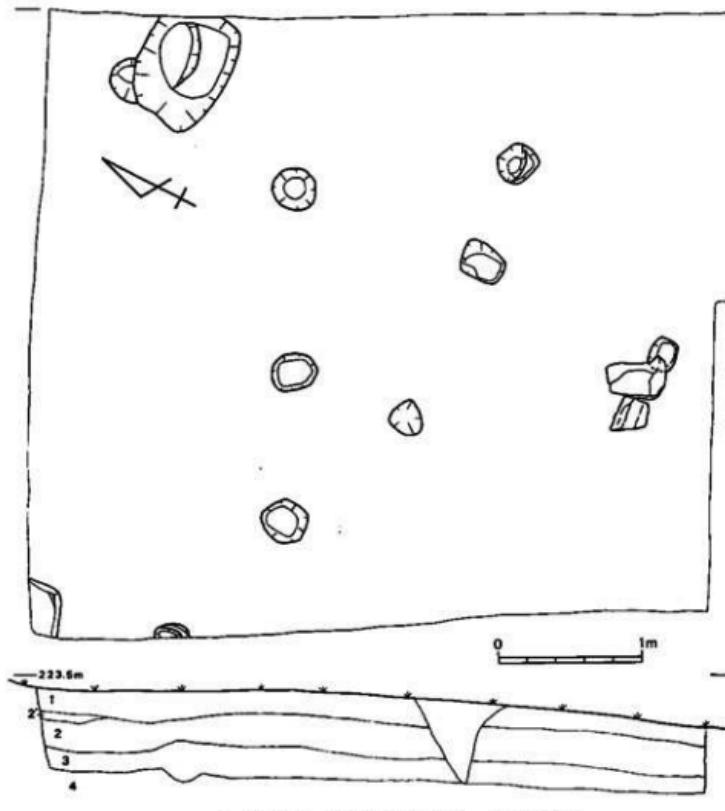
#### (a) 8107トレンチ（第3図）

溝2, ピット8を検出した。両溝は約6mの間隔をもって東西に平行して延びていた。SD



1は幅 60~80 cm で深さは 20 cm 前後を測る。それに対し SD 2は深さが 2~7 cm ときわめて浅く整然さを欠く。両溝の間にはピットがある。直径 20~30 cm 大のピットであるが、いずれもいびつな形状を呈している。遺物は主として須恵器であつて土師器もみられる。層位的には黒ボク上層からの出土が大部分である。出土土器の時期は 7~8 世紀ごろで、これは先述の 1978年調査の竪穴式住居跡群の時期とほぼ併行するものである。ただ、出土遺物の大半が黒ボク上層からの出土であるため原位置か否かは問題である。

(b) 8110 トレンチ (第5図)



- 1. 茶褐色土
- 2. 黒ボク(局部的)
- 3. 黄褐色混在層

第5図 8110T 遺構実測図 (1 : 40)

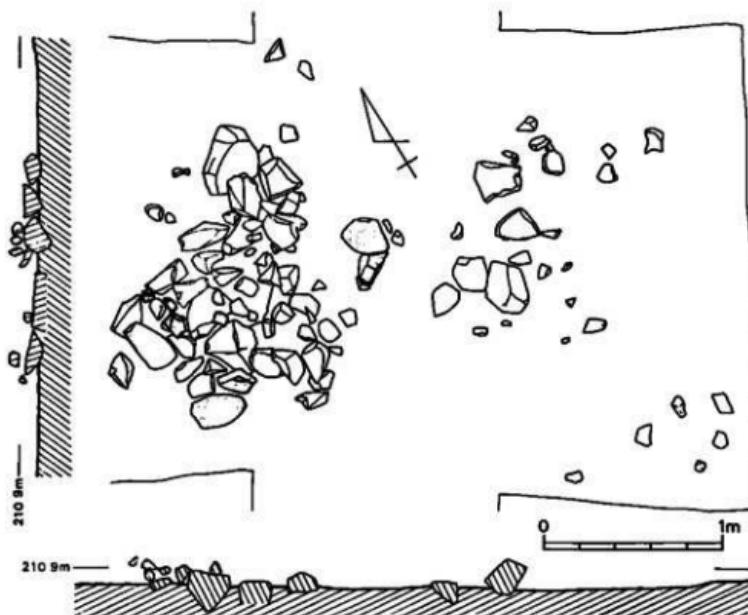
トレンチの北半でピット群を検出した。大部分が直径 30 cm 程の小ピットで深さは 6~22 cm 程度と浅い。北東隅のものはやや大形で 60×80 cm, 深さは 30 cm 前後を測る。これらの性格は不明であるが、周辺の状況より何らかの遺構であることは確かである。

### (3) 第 3 調査区

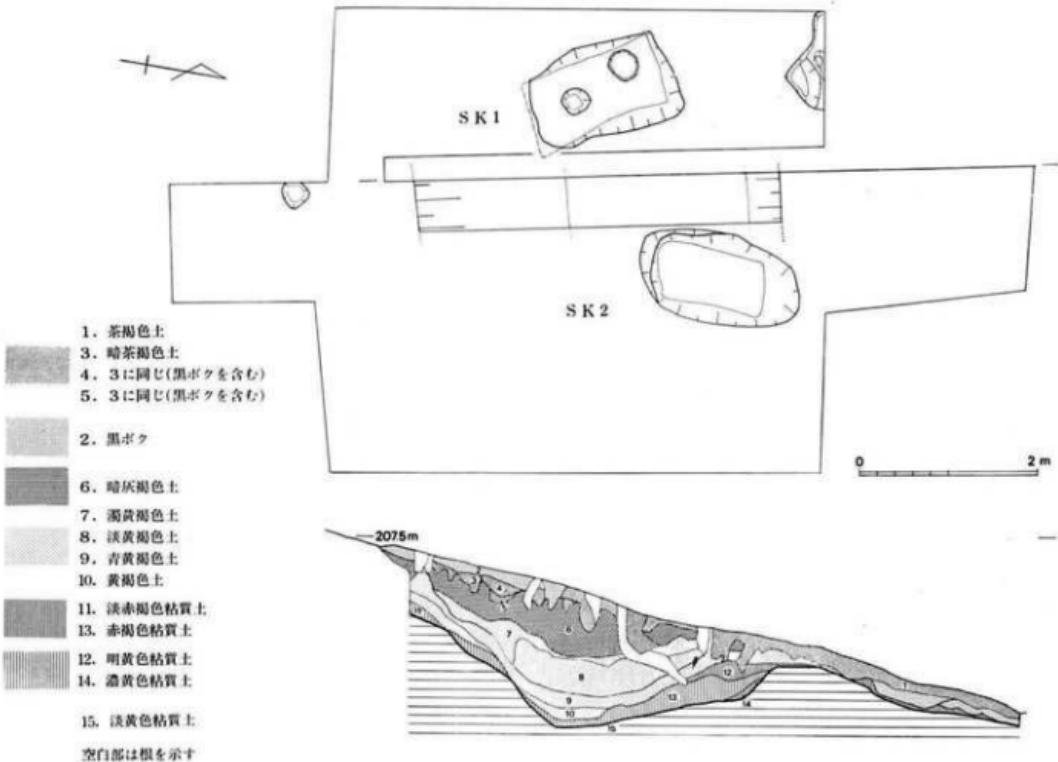
この調査区は郡衙庁院部の西側にあたり、昨年度までの調査で掘立柱建物を幾つか確認してきたが、今回の調査では郡衙関係の遺構は検出されなかった。

#### (a) 8112 トレンチ (第 6 図)

トレンチ中央部で集石遺構が検出された。これは調査前に既に地表面に一部露出していたが、調査の結果、南北 1.6 m, 東西 1.2 m の範囲に角石が集中していることが判明した。角石は拳大から 30 cm 大で一部の石は焼成を受けていた。また少し離れて同大の角石が散在してい



第 6 図 8112T 遺構実測図 (1 : 30)



第7圖 8117T 造営実測図 (1 : 60)

たが、それに混って須恵器の破片が数点出土した。しかし、造構面が層位的に表土層中にあたることや集石造構下に土基等の付属造構を伴わないことなどから、出土遺物との間には時間的な隔りがあるものと考えられる。

#### (4) 第4調査区

都衙庁院部北方に4本のトレンチを設けた。検出遺構は土基2、ピット9である。当区では院部西側でみられたような顕著な建物群の所在は確認できなかった。

##### (a) 8117トレンチ(第7図)

同トレンチは調査区の北端、丘陵の先端部傾面に位置し、土基2を検出した(SK1、SK2)。いずれも長方形を呈し、南北方向に長軸をもつ。規模はほぼ同じである。これらの周辺には若干小ピットが認められたが、造構としての広がりをもつものではない。

SK1(第8図) この土基は上端、下端ともに長方形をなすが、下端は四隅がわずかに突出気味でバチ形を呈す。規模は上端で長辺1.6m、短辺0.7~1m、下端で1.5m、0.8mを測る。

深さは0.6~0.9m、

SK2 同様底部はフ

ラットである。側壁

は、南壁の上部がオ

ーバーハンギングしてい

るのが特徴的である

が、他の3面もかな

り急斜となってしま

る。底部には中央部

に二つのピットが檢

出され、特に南側の

ものは非常に深く

70cmを測る。これ

らについてはSK1

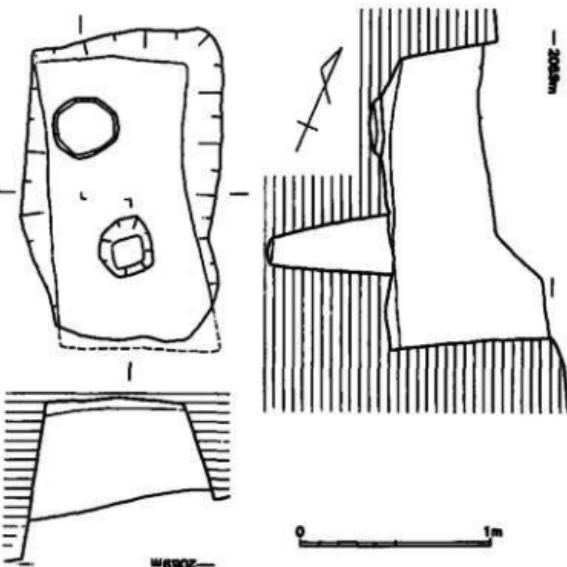
に伴うものと思われ

るが、別の造構の可

能性もある。すなわ

ち、SK1の東側で

幅4m、深さ0.4~



第8図 8117T・SK1実測図(1:30)

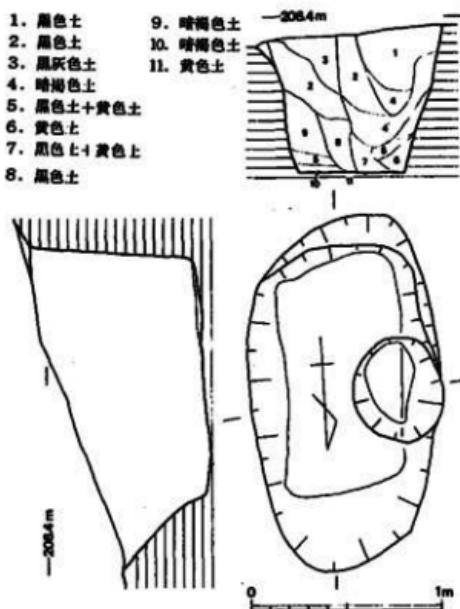
2 mの落ち込みが確認されており、SK 1のピット群はそれに伴うものかもしれない。この落ち込みの全容は今回の調査では明らかでないが、その範囲は少なくともSK 1、2までは広がっているようである。そして、時期的にはそれらに先行する時期の所産と考えられる。

**SK 2 (第9図)** この土塁は上端のプランがやや不整な梢円形をなすが、下端では長方形となっている。規模は上端で長軸1.9m、短軸で1mを測り、下端では長辺1.1~1.2m、短辺0.6mである。深さは0.4~1mで底部は水平面となっている。側壁の傾斜は南北では緩かだが、東西では急斜面である。層位的には、この土塁は暗茶褐色土層を切り込んで掘られたもので、塁中には黒褐色土を基調に黒ボク、黄褐色土が複雑に混入していた。特に底部付近では側壁が崩落したためか黄色のブロック土がみられた。

土塁の埋没後に直径約150cmのピットが掘られているが、単数のため性格は不明である。

#### (b) 8121トレンチ

このトレンチは片腕部に最も近接しており、当初都御関係の遺構が検出される可能性が強かったが、結果的には明瞭な遺構は確認されなかった。ただ、西半より直径20~40cmの小ピット6が検出されたが、いずれも深さが5~10cmと浅く、形状もいびつなものが多い。



第9図 8117T・SK 2実測図 (1:30)

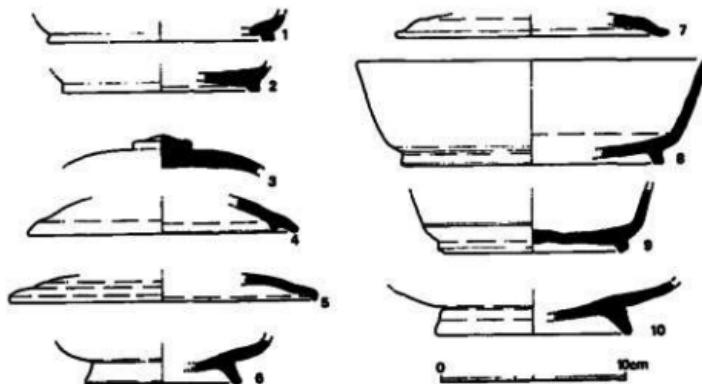
## IV 出土遺物

今回の調査では出土遺物はごく少量で、しかも出土地点が限られていた。大半は第2調査区の8107~8109Tからの出土品である。この区は1978年調査の堅穴式住居跡群に近接するため一連の遺物と推定される。その他では8101, 8112Tなどで若干の土器片がみられるが、いずれも小片である。全体に都筑庁院部周辺では、庁院部より離れるにしたがって遺物の出土は希薄となつておらず、この点は遺構の分布状況と一致した傾向を示している。

その他の遺物としては、8101Tのビット群中より鉄鋤、8107Tより鉄鎌が各1点出土している。

### 1) 須 恵 器 (第10図)

1・2は8109Tから出土した。いずれも断面方形の高台が付き、端部には沈線が施される。内外面ともナデ調整である。2には底部にヘラ記号らしき痕跡がある。6は8108T、8・9は8107Tの出土品である。6は高台が高く下端が外へ張り出す。端面には沈線が施され、調整は内面がロクロナデ、外面はナデで仕上げられている。8は完形に復元可能な今回唯一の土器で、高台は長方形の断面を呈す。他に比し大形品で口径 19cm。口縁部はこころもち外反気味で、端部は丸くおさまる。調整は内面はロクロナデ、外面は体部はナデであるが底部はヘラ削りの後ナデしている。体部外面は全体に自然釉がかかっている。9は断面方形の高台をもち、端面は凹面する。外面体部下端に沈線を施している。調整は内面ロクロナデ、外面底部はヘラ削りのちナデで仕上げられている。



第10図 出土遺物実測図(土器) (1:3)

蓋 3～5は8108T、7は8107Tの出土である。3は扁平な宝珠形のつまみが付き、調整は内部がロクロナデ、外面はナデである。外面の一部に緑色の自然釉がみられる。4は内面の口縁端部より1.2cmの所にかえりを有している。口径は14.6cm。5は口縁部が直角に屈曲して小さく垂下する。調整は口縁部内外面ともロクロナデで天井部外面はヘラ削りである。7は口縁部が大きく外反し、端部を丸くおさめる。口縁部内面に明瞭な稜線をもつ。調整は内外面ともロクロナデであるが、小片のため細部は不明である。

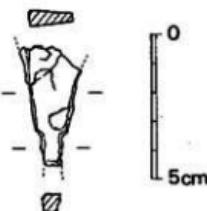
皿 10は8112Tの出土品である。高い高台が付き、底部径は10.6cmである。内面底部付近の一部がよく磨滅しており、硯に転用された可能性がある。同様な状態を示す土器は他にも2点ほどみられる。

## 2) 土 簈 器

小量かつ小片のため図示できるものが少ないが、甕の口縁部などの破片が出土している。

## 3) 鉄 器 (第11図)

8107Tより平根式の鉄鎌が1点出土した。有茎の方頭広根斧箭式である。黒ボク中からの出土で、先端部半分を欠いている。計測値は現存長4.0cm、現存最大幅1.9cm、厚さ0.3～0.4cmである。



第11図 出土遺物実測図(鉄器)  
(1 : 2)

## V ま と め

下本谷遺跡の調査は、本年度の調査で第3年次を終えた。

本年度の調査で発見された遺構・遺物には、ピット群・土塙・溝、須恵器片・土師器片・鉄錐・鐵鎌などがあったが、際立ったものがみられなかった。しかし、今回の調査では次の成果をあげることができた。

- (1) 郡衙関係では、その全体像についてはなお不明であるが、第1調査区の遺構状態などから考えて、庁院部と近接する遺構群は、西側では北西に伸びる丘陵のゆるやかな傾斜の中央部あたりまでと推測できる。すなわち、庁院部の西・北西側においては、占地および土地・空間の使い方として、庁院部付近を集中的に使う方が指摘できよう。ただし、トレンチ発掘の方法で、現在までに確認されたものから推定したものであるため今後の発掘調査によって的確な把握をする必要があることは述べるまでもない。
- (2) 出土遺物については本年も、8101Tから鉄錐が1点と皿を転用して使用されたと思われる硯が出土している。又、須恵器片・土師器片が少量ではあるが出土しており、これらの時期は7世紀前半をさかのぼらないことが指摘できる。この時期は、前年度までの成果と比較して大差ない。
- (3) 旧石器時代関係では、明確な遺構・遺物は発見されなかった。このことは、前年度までの調査から考えてみると、旧石器時代関係の遺跡の中心は、1978年調査時に旧石器を出土した配水池を中心とした所との確信をさらに強めた。

以上、本年度の下本谷遺跡の調査結果から簡単に要点をまとめてみた。次に、これまでの調査をふりかえり、本遺跡を郡衙跡とした点を1、2述べてみよう。

第1に建物群の配置が規格性をもっていることである。もちろん、この点については、横務機関の建物がそれぞれの郡の政治・経済的状況や地理的要因によって固有の形態をもつたであろうから、統一された配置は認め難いことは指摘できる。しかし、若干問題があるものの、本遺跡がコ字型の建物配置をもち幅でそれを囲み、庁院部と考えられる東西が約半町分(52.2~53.6m)で、一定時期に建てられた建物方向に一定性があることなどは、近時の研究や発掘調査で明らかに郡衙跡と認められる建物群遺跡と共通する点がある。このことから、本遺跡は郡衙跡と判断できるであろう。又、庁院部を中心として建物を集めるような土地・空間の使い方がみられると推定できることは、『令集解』(儀制令の五行古記条)や郡衙跡と考えられている建物群遺跡にうかがえるように、郡衙は用途別の建物群がブロック構成していることを推測させる。こうした点や、1978年の調査時に掘立柱建物跡・竪穴式住居が発見されていることから、北西の丘陵平坦部に郡衙関係の遺構が存在する可能性があり、今後の発掘調査の検討で明らかにしていく必要がある。なお、近時の研究で、正倉はかなり整然とした並び方を形

成していたものとされるが、本遺跡もこの点について検討する必要があろう。

第2に、遺物の面から、本遺跡の遺物群が都衙跡と判断できるものとして、「硯」の出土がある。本年も土器片を転用して使用したと思われる「硯」が出土している。このことは、鐵字磨の存在を示している。特に地方において、鐵字磨の存在は官人が執務する場所としての都衙の特徴を示すものであろう。事実、官衙と考えられている遺跡から、鐵字磨の存在を示すように、墨書き土器・木筒・漆紙文書などが出土しており、同時に「硯」が出土している。

最後に、都衙跡と考えていいうえで、すでに1975年の報告書<sup>4)</sup>でも述べられているが、該当地域の遺跡などと有機的な結びつきで検討する必要があろう。

注 1) 山中敏夫「古代都衙遺跡の再検討—都衙の成立期を中心として—」『日本史研究』161 1976年

2) 例えば、小郡遺跡（福岡県）、宮尾遺跡（岡山県）、名生館遺跡（宮城県）など。

3) 前沢和之「上野国交替支銀帳」都衙項についての覚書』『群馬県史研究』7 1978年

4) 下本谷遺跡発掘調査団『下本谷遺跡—推定都衙三次都衙跡の発掘調査報告—』1975年。

図 版



a 遺跡遠景（南より）

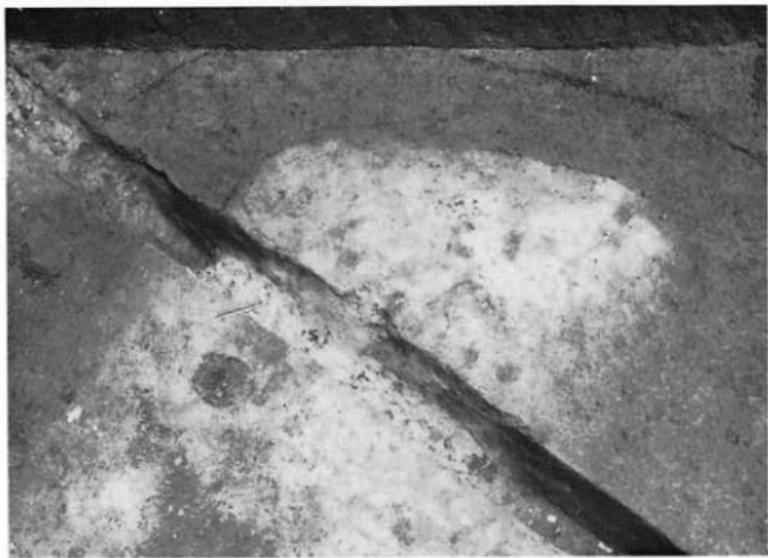


b 8101T・ピット群（北西より）

図版. 2



a 8102T・SD1 (北東より)



b 8108T・溝状遺構 (西より)



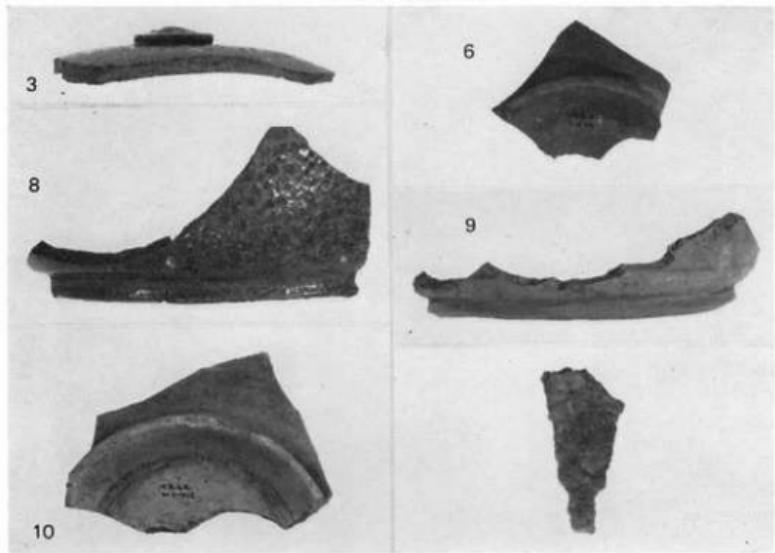
a 8110T・ピット群（北より）



b 8112T・集石遺構（西より）



a 8117T (北より)



b 出 土 遺 物

昭和57年（1982）3月31日

下本谷遺跡第3次発掘調査概報

編集・発行 広島県教育委員会

印 刷 中本総合印刷株式会社